

支給対象チェックリスト

申請書や添付書類を準備いただく前に、支援金の支給対象になるか、ご確認をお願いします。

1 再貸付終了等要件 (イ)～(ヘ)のいずれか	
い ず れ か に 該 当	(イ) 特例貸付における総合支援資金の再貸付を受けていたが、再貸付の最終借入月が、本支援金の申請月の前月までに到来している
	(ロ) 再貸付を受けており、申請月が再貸付の最終借入月である
	(ハ) 再貸付の申請をしたが、不承認になった
	(ニ) 再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず、再貸付の申請ができなかった
	(ホ) 令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する方で、特例貸付における緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付をいずれも受けた場合は、最終借入月（緊急小口にあつては、借入月）が、申請月の前月までに到来している
	(ヘ) 令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する方で、特例貸付における緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付をいずれも受けている場合は、申請月が最終借入月（緊急小口資金にあつては、借入月）である
ただし、(ホ)(ヘ)は、(イ)～(ニ)に該当する方及び現に再貸付を申請している方を除く	
2 生計維持要件	
申請者が、世帯の生計を主として維持している	
3 収入要件	
申請月の世帯収入（※1）が、下記の「（表1）収入要件」の額以下である	
4 資産要件	
申請時の世帯の預貯金及び現金の合計額が、下記の「（表2）資産要件」の額以下である	
5 求職活動等要件 (イ)(ロ)のいずれか	
い ず れ か に 該 当	(イ) 公共職業安定所に求職の申込みをし、常用就職を目指し、以下の求職活動を行う <ul style="list-style-type: none"> ・ 月1回以上、沼津市自立相談支援センターの面接等の支援を受ける ・ 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける ・ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
	(ロ) 生活保護を申請しているが、まだ生活保護の受給を開始していない
6 その他	
申請月において、職業訓練受講給付金を受給していない	
申請月において、生活保護を受給していない（申請して決定を待っている状態である場合は可）（※2）	
偽りその他不正な手段により再貸付又は初回貸付等の申請を行っていない	
申請者及びその世帯員が暴力団員でない	

（表1）収入要件

世帯人数	収入基準額
1人	118,000円
2人	167,000円
3人	205,000円
4人	242,000円
5人	280,000円
6人	321,000円
7人	364,000円
8人	397,000円
9人	430,000円
10人	462,000円

（表2）資産要件

世帯人数	預貯金と現金の合計額
1人	486,000円
2人	738,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

※1

・ 給与収入（社会保険料天引き前の総支給額-交通費支給額）、事業収入（経費を差し引いた後の額）や、年金・手当・仕送り等の世帯収入の合計

・ 手当、年金等、複数月の分が一括で支給される給付は、月額で計算します。

※2

この支援金と生活保護費を二重に受給することはできません。支援金の申請後に生活保護の受給が決定した場合は、調整を行います。